

平成23年度次世代育成支援行動計画懇談会での主な意見

【計画全般について】

- ・障害児関係など制度改正により新しい事業が始まるものがある。5年計画の中間年にもあたり、計画の見直しをすることは考えられないか。
- ・26年度目標がその事業の最終目標であるものと、26年度時点での目標水準を設定したものなど、事業によって目標設定にばらつきがあり、評価方法を変えていく必要がある。
- ・最終的にはアウトカムでの施策全体の評価をすることになるが、毎年の進捗管理の中にもその視点を持つ必要があるのではないか。
- ・現在の計画には子供たちの災害時の支援についての記述がなく、評価指標にもその視点がない。検討する必要があるのではないか。

【保育・学童クラブについて】

- ・学童クラブについて、小学校1年生から3年生まで継続的に利用できたかどうかの指標も取り入れて欲しい。
- ・放課後子供教室と学童クラブについては成功モデルを広めて、普及・支援していく視点も必要である。地域差の解消に努められたい。
- ・節電対策で土曜日・日曜日に工場に勤務する家庭は、日曜日の子供の居場所の確保に苦労した。休日保育について柔軟な対応を考えて欲しい。
- ・一時預かりについて区市町村別に実施状況がわかるとよい。リピーター率が高く、利用家庭数は少ないのではないか。利用できていない人たちが利用できるようにすることを評価できるとよい。

【地域格差について】

- ・23区と多摩地域で、事業の進捗状況に地域格差があるとすれば、是正していくべきではないか。
- ・各区市町村に対する都の指導支援はどのような手法で行っていくのか。定期利用保育の目標達成に向けて、区市町村の積極的な取組を促していく必要があるのではないか。

【特別な支援を必要とする子供や家庭への支援について】

- ・障害者計画の策定・見直しにあたり、24年度以降の障害児支援関係の充実を検討されたい。

- ・平成24年度から保育所等訪問支援事業が創設されるが、保育サイドからも積極的にアプローチを行い、地域における効果的な実施に向けて配慮してほしい。
- ・「すべての子供たちに」、「すべての子育て家庭に」と言うのであれば、ハンディキャップを背負った子供とその家族のために、権利保障の視点から特別な支援を考えないといけないのではないか。
- ・保育所が保育を必要とする児童で満杯状態であるならば、特別な支援を必要とする家庭のために、別途事業を組み立てる必要があるのではないか。
- ・学童クラブの障害児の居場所確保については、別枠で考えていく必要があるのではないか。
- ・発達障害児への支援について、スキルを持った専門家の養成や研修などの対策を講じていただきたい。
- ・発達障害とは診断のつかないグレーゾーンの子供への支援のために、発達支援センターや療育機関の整備、保育所の利用要件の緩和などの対策を進めてほしい。

【若者の自立支援について】

- ・特別な配慮を必要とする家庭は、幼少期だけの問題ではなく、小学校、中学校と継続している。特に親子関係の難しい中学生について、虞犯的な少年たちの生活の場を地域ごとにつくっていく必要があるのではないか。
- ・非行少年の立ち直りのために、チャレンジホームがもっと必要である。自立援助ホームのあり方も見直しが必要ではないか。

【その他】

- ・東日本大震災による流入人口が増加している。特別な配慮を必要とする家庭への対応を考える必要があるのではないか。
- ・震災時には0歳から2歳児が安心して通える場所がなかった。一時保育と地域の子育て支援拠点のネットワークづくりが必要ではないか。
- ・ワーク・ライフ・バランス推進（労働時間の割合、男性の育児休業取得率）の成果が上がっていない。啓発ではなく、都が全国のモデルとなるような働き方の改革を進めていただきたい。
- ・子供が直接恩恵を受ける支援を充実していただきたい（教育、補修、放課後子供プラン、学童クラブ、若年者対策、引きこもり対策、児童虐待など）。
- ・国の「子ども・若者ビジョン」を受けて、都として子供・若者の施策の総合的な計画策定に着手することも検討していただきたい。